広報
ましき 復興ニュース
No.66（平成 30 年 10 月 15 日発行）
発行／益城町企画財政課復興企画係

応急仮設住宅の供与期間の延長について

応急仮設住宅の供与期間は原則２年間とされていますが、国へ供与期間の延長を要望したことにより、昨年より１年間供与期間が延長されたところです。

町では以後もさらなる供与期間の延長を継続して国に対し要望してきました。その結果、やむを得ない理由により供与期間内に退去できない場合に限り、さらに１年間の供与期間の延長が認められることとなりました。該当される方には、供与期間延長に係る詳細な資料を郵送しておりますのでご確認をお願いします。

応急仮設住宅への入居状況と今後の見通しについて

応急仮設住宅への入居開始からこれまでの間に入居状況も大きく変わってきています。これまでの応急仮設住宅への入居戸数の推移と今後の見通しは以下のようになっています。

【建設型仮設住宅】

２０１６年１１月までに１８団地、１，５６２戸が整備され、入居数のピークは２０１７年１月末の１，５１５戸（入居率９７％）でした。以降は徐々に再建が進み、本年９月末の時点では１，０４５戸（入居率６７％）が入居されており、ピーク時に比べて４７０戸減少しています。

入居者の皆さんから延長申請時に回答して頂いた内容から退去時期を推計すると、年度末の２０１９年３月末には、７４４戸（入居率４８％）になる見通しとなっています。

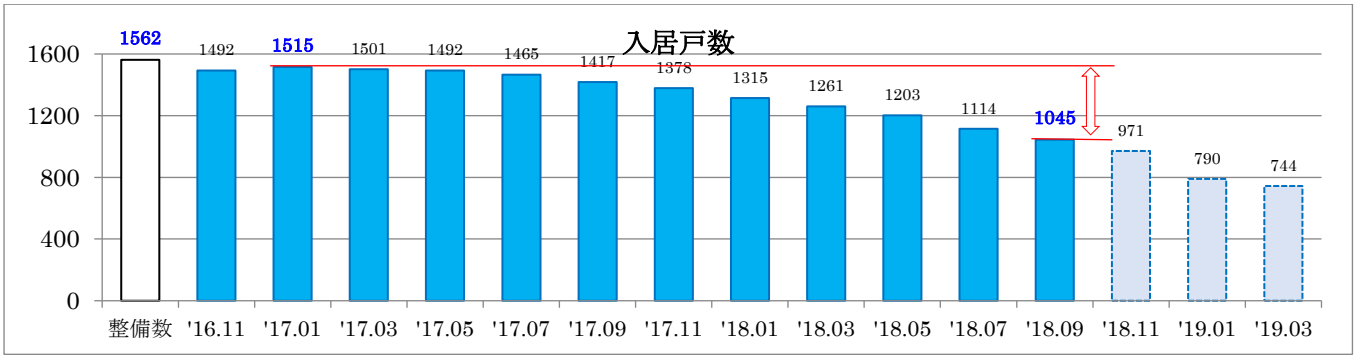

【借上型仮設住宅（みなし仮設）】

２０１６年４月から入居開始されており、入居数のピークは２０１７年５月末の１，４５３戸でした。徐々に再建が進み、本年９月末時点では、８３４戸の入居となり、ピーク時に対して６１９戸減少しています。建設型仮設住宅と同様、延長申請時に回答して頂いた内容から退去時期を推計すると、年度末の２０１９年３月末には、６４０戸になる見通しとなっています。

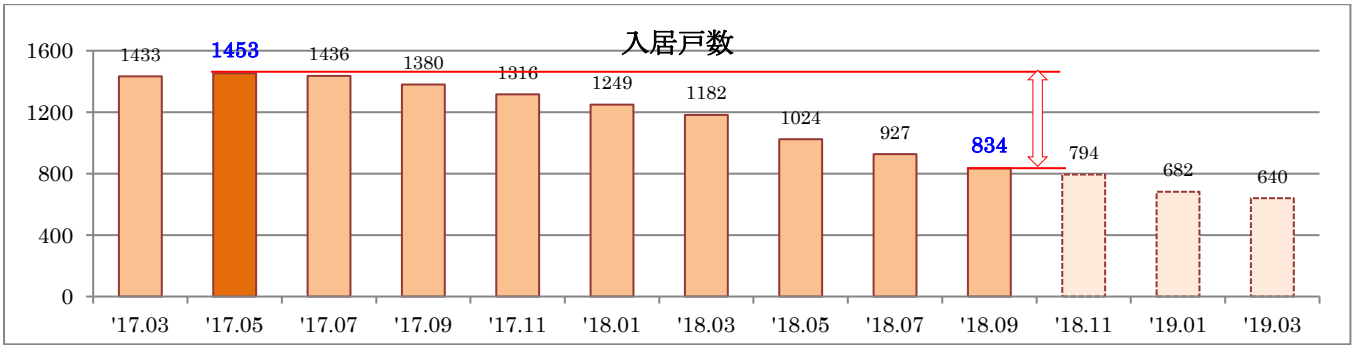

お問い合わせは **生活再建支援課住まい再建支援係（096-289-1400）** までお願いします